

# 県営建設工事入札制度 令和7年度の改正概要

- |   |                       |        |
|---|-----------------------|--------|
| 1 | 総合評価落札方式 技術提案評価項目Aの改正 | P 2～16 |
| 2 | 総合評価落札方式（チャレンジ型）の試行導入 | P17～18 |
| 3 | その他（技術者制度）            | P19～20 |

# 技術提案評価項目Aの改正概要

2

- 令和5年3月に策定した建設業振興中期プラン2023に掲げる施策に対する県の取組及び各業界団体等からの意見・要望を踏まえ、また、近年の工事発注件数の減少に伴う受注機会の減少により、実績づくりが困難となっている企業の技術力の適正評価も念頭に置き、以下のとおり改正するものとし、令和7年4月1日以降に入札公告に付する工事から適用する。

| 改正内容 |                           | 改正前の評価基準                                                                                                                                                               | 改正評価基準の概要                                                                                      |
|------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 工事種別に応じた評価項目の再区分          | 工事種別に拘わらず「一般工事用、災害復旧工事用、海上・海中工事用」及び各ICT活用工事の6区分で評価項目と配点を設定                                                                                                             | 「土木系」と「土木系以外」に区分し、「土木系」を「一般土木工事、ICT活用工事、災害復旧工事、海上・海中工事」とする5区分で評価項目と配点を設定<br>「土木系以外」では評価項目を一部除外 |
| ②    | 工事成績評定の評価対象期間の見直し【評価見直し】  | 企業：過去5年間の工事種別ごとの平均点を評価<br>技術者：過去5年間の評定点を評価                                                                                                                             | 企業：従来基準＋過去5年間に評定点が無い場合、過去10年までの直近評定点を評価<br>技術者：過去10年間の評定点を評価                                   |
| ③    | 経営品質の取組【評価見直し】            | 以下①～④の実績を評価<br>①過去5年の優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰含む）<br>②ISO9001/ISO14001/いわて地球環境にやさしい事業所3つ星以上の認定<br>③前年度までの新分野進出等表彰（奨励企業含む）の受賞<br>④えるぼし等/くるみん等/いわて女性活躍認定企業等/いわて子育てにやさしい企業等の認定 | ③新分野表彰は過去5年の受賞を評価<br>新たに⑤ユースエール（若者雇用促進法に基づく厚労省認定制度）認定企業を評価                                     |
| ④    | 建設キャリアアップシステムの取組【新規評価】    | （評価なし）                                                                                                                                                                 | 新たに建設キャリアアップシステムの取組として「事業者登録の有無」及び「当該工事でのCCUS活用の有無」を評価                                         |
| ⑤    | 若手技術者又は女性技術者の配置の有無【評価見直し】 | 主任（監理）技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に評価                                                                                                                                    | 主任（監理）技術者として配置した場合のみ評価（現場代理人は除外）                                                               |
| ⑥    | 配置予定技術者の週休2日制の取組実績【評価見直し】 | 過去3年以内の週休2日達成工事の実績を評価                                                                                                                                                  | 評価項目の削除（但し、暫定措置として令和7年度は評価継続、令和8年度に項目削除）                                                       |
| ⑦    | 災害活動の実績等【評価見直し】           | ①災害活動の実績と②災害協定の有無を評価<br>①は災害協定に基づく活動又は応急対応の実績（自主パト含む）を評価                                                                                                               | 災害協定に基づかない応急対応の実績は、自主パトは評価対象外とし、止むを得ない場合を除き施設管理者への事前連絡を規定                                      |
| ⑧    | 無償奉仕活動の実績【評価見直し】          | 工事箇所の振興局等管内における前年度内で3回以上の活動実績を評価（会社の所在地問わず）                                                                                                                            | 工事箇所の振興局等管内に本社を有する場合のみを評価                                                                      |

# 【改正①】工事種別に応じた評価項目の再区分

3

## 改正前

- 技術提案評価項目 A の評価区分は、工事種別に拘わらず当該工事の工事内容に応じて以下から選択する
    - 「一般工事中」 . . . . . 災害復旧工事及び海上・海中工事以外の工事で使用
    - 「災害復旧工事中」 . . . . . 災害復旧工事（海上・海中工事除く）で使用
    - 「海上・海中工事中」 . . . . . 海上・海中工事（海上・海中工事における災害復旧工事含む）で使用
    - 「一般工事中（ICT活用工事）」
    - 「災害復旧工事中（ICT活用工事）」
    - 「海上・海中工事中（ICT活用工事）」
- 一般、災害復旧及び海上・海中工事において、ICT活用工事の対象である場合に使用

## 改正後

- 技術提案評価項目 A の評価区分は、当該工事の工事種別及び工事内容に応じて以下から選択する
  - ・ 工事種別が、土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事又は標識設置工事の場合
    - 「土木系（一般土木工事）」 . . . 土木系のうち、ICT活用工事、災害復旧工事及び海上・海中工事以外の工事で使用
    - 「土木系（ICT活用工事）」 . . . 土木系のうち、ICT活用工事の対象である場合に使用
    - 「土木系（災害復旧工事）」 . . . 土木系のうち、災害復旧工事で使用（海上・海中工事除く）
    - 「土木系（海上・海中工事）」 . . . 土木系のうち、海上・海中工事（海上・海中工事における災害復旧工事含む）で使用
  - ・ 工事種別が、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事又は防水工事の場合
    - 「土木系以外」
- 「土木系以外」では、一部項目（災害活動の実績等、無償奉仕活動の実績、維持修繕業務等の実績）を評価対象外とする

# 【改正①】工事種別に応じた評価項目の再区分

## 改正のポイント

- 県営建設工事の工事種別により評価項目を分けるものとし、工事種別19業種を「土木系」「土木系以外」に分類する

| 工事種別               | 土木系 | 土木系以外 | 工事種別に対応する建設業許可における建設工事の種類※ |
|--------------------|-----|-------|----------------------------|
| ① 土木工事             | ○   |       | 土木一式工事                     |
| ② 建築一式工事           |     | ○     | 建築一式工事                     |
| ③ 電気設備工事           |     | ○     | 電気工事                       |
| ④ 管設備工事            |     | ○     | 管工事                        |
| ⑤ 舗装工事             | ○   |       | 舗装工事                       |
| ⑥ 鋼橋上部工事           |     | ○     | 鋼構造物工事                     |
| ⑦ プレストレスト・コンクリート工事 | ○   |       | 土木一式工事                     |
| ⑧ 法面処理工事           | ○   |       | とび・土工・コンクリート工事             |
| ⑨ 機械設備工事           |     | ○     | 機械器具設置工事、鋼構造物工事 又は 水道施設工事  |
| ⑩ 塗装工事             |     | ○     | 塗装工事                       |
| ⑪ グラウト工事           | ○   |       | とび・土工・コンクリート工事             |
| ⑫ 通信設備工事           |     | ○     | 電気通信工事                     |
| ⑬ しゅんせつ工事          | ○   |       | しゅんせつ工事                    |
| ⑭ 造園工事             | ○   |       | 造園工事                       |
| ⑮ ボーリング工事          | ○   |       | さく井工事 又は とび・土工・コンクリート工事    |
| ⑯ 消防設備工事           |     | ○     | 消防施設工事                     |
| ⑰ 標識設置工事           | ○   |       | とび・土工・コンクリート工事             |
| ⑱ 鋼工作物工事           |     | ○     | 鋼構造物工事                     |
| ⑲ 防水工事             |     | ○     | 防水工事                       |

※「土木系」は、県営建設工事の競争入札参加資格審査において、申請する工事種別に対応する建設業許可における「建設工事の種類」で「土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事、造園工事」に該当するものとしている

- 「土木系以外」では、地域精通度等で主に道路・河川等の公共土木施設における活動を評価している「災害活動の実績等」「無償奉仕活動の実績」「維持修繕業務等の実績」を評価の対象外とする

# 【改正①】工事種別に応じた評価項目の再区分

5

▶ 改正による評価項目の配点（最高点）は下表のとおり

| 評価項目       |                        | 土木系【新】 ※括弧( )は従来の配点 |            |            |            | 土木系以外【新】 |
|------------|------------------------|---------------------|------------|------------|------------|----------|
|            |                        | 一般土木工事              | ICT活用工事    | 災害復旧工事     | 海上・海中工事    |          |
| 企業の施工能力    | 施工実績                   | 0.7                 | 0.7        | 0.7        | 0.7        | 0.9      |
|            | 工事成績評定                 | 1.0 (←1.2)          | 1.0 (←1.2) | 1.0 (←1.2) | 1.0 (←1.2) | 1.3      |
|            | 経営品質の取組                | 0.5                 | 0.5        | －          | 0.5        | 0.7      |
|            | 資格取得の取組                | 0.3                 | 0.3        | 0.3        | 0.3        | 0.4      |
|            | 建設キャリアアップシステムの取組【新】    | 0.3                 | 0.3        | 0.3        | 0.3        | 0.3      |
| 配置予定技術者の要件 | 施工経験                   | 0.8                 | 0.8        | 0.8        | 0.8        | 1.1      |
|            | 配置予定技術者の工事成績評定         | 1.0                 | 1.0        | 1.0        | 1.0        | 1.3      |
|            | 配置予定技術者の表彰実績           | 0.3                 | 0.3        | －          | 0.3        | 0.4      |
|            | 配置予定技術者の資格と経験年数        | 0.3                 | 0.3        | 0.3        | 0.3        | 0.4      |
|            | 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組状況 | 0.2                 | 0.2        | 0.2        | 0.2        | 0.3      |
|            | 若手技術者又は女性技術者の配置の有無     | 0.2                 | 0.2        | 0.2        | 0.2        | 0.3      |
|            | 配置予定技術者の週休2日制の取組実績     | 0.4 (←0.5)          | 0.2 (←0.3) | 0.4 (←0.5) | 0.4 (←0.5) | 0.5      |
|            | 配置予定技術者のICT活用工事の施工実績   | －                   | 0.2        | －          | －          | －        |
| 地域精通度等     | 地域内拠点の有無               | 1.0                 | 1.0        | 1.0        | 1.0        | 1.4      |
|            | 災害活動の実績等               | 1.5                 | 1.5        | 2.0        | 1.5        | －        |
|            | 雇用対策の実績                | 0.5                 | 0.5        | 0.5        | 0.5        | 0.7      |
|            | 無償奉仕活動の実績              | 0.2                 | 0.2        | －          | 0.1        | －        |
|            | 維持修繕業務等の実績             | 0.8                 | 0.8        | －          | 0.4        | －        |
|            | 災害応急工事の実績              | －                   | －          | 1.3        | －          | －        |
|            | 船舶の所有状況                | －                   | －          | －          | 0.5        | －        |
| 合計         |                        | 10.0                | 10.0       | 10.0       | 10.0       | 10.0     |

# 【改正②】工事成績評定の評価対象期間の見直し(評価見直し)

6

## 改正前

- 企業：過去5年間の工事種別ごとの平均点を評価
- 技術者：過去5年間の評定点を評価

## 改正後

- 企業：従来基準 + 過去5年間に評定点が無い場合、過去10年までの直近評定点を評価
- 技術者：過去10年間の評定点を評価

## 改正のポイント

- 企業) 従来基準の対象期間(過去5年間)に成績評定点がある場合、評価対象は変更なし
- 企業) 従来基準の対象期間(過去5年間)に成績評定点が無い場合、評価対象期間を延伸し、過去10年までの成績評定がある直近の年度を含めた平均点を評価対象とする
- 技術者) 評価対象期間を延伸し、過去10年間の成績評定点を評価対象とする
- 評価基準(85点以上>80点以上85点未満>75点以上80点未満>75点未満)は変更なし
- 本改正に合わせて、県ホームページで公表している工事成績一覧表を改定し、対象企業のみ過去10年の直近評定点を表示する

# 【改正②】工事成績評定の評価対象期間の見直し(評価見直し)

7

▶ 令和7年度（※R7.7～）の「企業の施工能力」における成績評定の評定点イメージ

（－：成績評定が無い年度）

| 年度 | R6 | R5 | R4 | R3 | R2 | R1 | H30 | H29 | H28 | H27 | H26 | 評定点  | 備考      |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------|
| A社 | 86 | －  | 82 | －  | 84 | －  | 80  | 85  | 78  | 78  | 77  | 84.0 | 過去5年平均  |
| B社 | －  | －  | －  | －  | －  | 83 | －   | 82  | －   | 80  | 79  | 83.0 | 過去6年平均  |
| C社 | －  | －  | －  | －  | －  | －  | －   | －   | －   | 78  | －   | 78.0 | 過去10年平均 |
| D社 | －  | －  | －  | －  | －  | －  | －   | －   | －   | －   | 77  | －    | 過去10年無し |

|    |           |
|----|-----------|
| A社 | 過去5年間の平均値 |
|----|-----------|

|    |             |
|----|-------------|
| B社 | 過去5年間に評定なし↓ |
|    | 過去6年間の平均値   |

|    |             |
|----|-------------|
| C社 | 過去9年間に評定なし↓ |
|    | 過去10年間の平均値  |

※成績評定年度の更新は7月改定であるため、R7.4～6月は過去10年間をR5～H26とする

## 改正前

- 以下①～④の実績を評価
  - ①過去5年の優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰含む）
  - ②ISO9001/ISO14001/いわて地球環境にやさしい事業所3つ星以上の認定
  - ③前年度までの新分野進出等表彰（奨励企業含む）の受賞
  - ④えるぼし等/くるみん等/いわて女性活躍認定企業等/いわて子育てにやさしい企業等の認定

## 改正後（改正箇所のみ）

- ③新分野表彰は過去5年の受賞を評価
- 新たに⑤ユースエール（若者雇用促進法に基づく厚労省認定制度）認定企業を評価

## 改正のポイント

- 評価対象となる実績が1項目増えて5項目となる
- ①②④は、評価対象に変更なし
- ③は、従来は前年度まで（平成17年度～）の受賞実績が評価対象となっていたが、①と同様に過去5年の受賞実績のみを評価対象とするため、受賞年度によっては評価対象期間外となる場合がある
- ⑤の認定実績は、厚生労働省ホームページ※に掲載されている認定企業一覧で確認する  
※厚生労働省）若者雇用促進総合サイト）ユースエール認定企業一覧
- 評価基準（2項目以上あり＞1項目該当あり＞該当なし）は変更なし

## 新規

- 新たに建設キャリアアップシステムの取組として「当該工事でのCCUS活用の有無」及び「事業者登録の有無」について、以下の①活用・②実績を評価
  - ①当該工事における建設キャリアアップシステムの活用
    - 現場にカードリーダーを設置し就業履歴を蓄積する場合
  - ②建設キャリアアップシステム事業者登録
    - 申請期限の日現在、企業として建設キャリアアップシステムの事業者登録済である場合

## ポイント

- 「企業の施工能力」における新たな評価項目となる
  - ①は、当該工事での活用であり、過去工事の実績を評価するものではない
  - ①「活用あり」と申請する場合は契約事項として取り扱い、契約後、受注者は以下の内容を実施するものとし、止むを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、不履行の場合は工事成績評定で減点する
    - 技能者情報登録 : 1名以上
    - 現場情報登録 : 当該現場の登録
    - 就業履歴情報登録 : カードリーダー等を設置し、建設キャリアアップシステム技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日以上(現場での実働日数が短い場合は全実働日で活用)
  - ①は、現場作業がない工事(製作のみの場合など)は評価の対象外とし、この場合は全ての入札参加者が①は「活用なし」として申請するものとなる
  - ②の登録状況は、(一財)建設業振興基金ホームページ※に掲載されている公開事業者情報で確認する
- ※建設キャリアアップシステム) 公開事業者情報の検索画面

## 改正前

- 過去3年以内の週休2日達成工事の実績を評価

## 改正後

- 評価項目の削除（但し、暫定措置として令和7年度は継続、令和8年度に項目削除）

## 改正のポイント

- 令和7年度は評価基準（完全週休2日又は4週8休＞4週7休又は4週6休＞実績なし）は変更ないが、評価点は改正①「評価項目の再区分」に合わせて以下のとおりとなる

|              | 完全週休2日<br>又は4週8休 | 4週7休<br>又は4週6休 | 実績なし |
|--------------|------------------|----------------|------|
| 土木系（一般土木工事）  | 0.4              | 0.2            | 0.0  |
| 土木系（ICT活用工事） | 0.2              | 0.1            | 0.0  |
| 土木系（災害復旧工事）  | 0.4              | 0.2            | 0.0  |
| 土木系（海上・海中工事） | 0.4              | 0.2            | 0.0  |
| 土木系以外        | 0.5              | 0.2            | 0.0  |

| 参考：従来基準（～R6）   | ←          | ←   | ←   |
|----------------|------------|-----|-----|
| 一般工事用          | <u>0.5</u> | 0.2 | 0.0 |
| 一般工事用（ICT活用工事） | <u>0.3</u> | 0.1 | 0.0 |
| 災害復旧工事用        | <u>0.5</u> | 0.2 | 0.0 |
| 海上・海中工事用       | <u>0.5</u> | 0.2 | 0.0 |

- 評価対象期間（過去3年以内）は変更なし
- 令和8年度から、「配置予定技術者の週休2日制の取組実績」は評価項目から削除する（これに伴い、評価点の配点は令和8年度にも改正予定）

## 改正前

- 「①災害活動の実績」と「②災害協定の有無」を評価
- ①は、以下の応急対応の実績又は災害協定に基づく活動を評価
  - 「災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの）」
    - 巡回パトロールや通行規制支援など
  - 「災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの）」
    - 巡回パトロールや通行規制支援
    - 業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出来高管理が必要ないもの

## 改正後（改正箇所のみ）

- 「災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの）」の運用を変更
  - 止むを得ない場合を除き施設管理者へ事前連絡したものに限り評価の対象とする
  - 災害協定等の発注者の要請に基づかない自主的な巡回パトロールは評価対象外
  - 災害協定等の発注者の要請に基づく場合は、巡回パトロールなどの活動実績は評価の対象（この場合は、施設管理者への事前連絡は不要 ※実質、施設管理者が了知しているものであるため）

## 改正のポイント

- 施設管理者へ事前連絡していない場合、施設管理者（＝証明者）において、様式第3－9号（災害活動実  
施申告書）への証明を行わないため、活動実績があった場合でも評価対象とならない
- 施設管理者に事前連絡した場合であっても、自主的な巡回パトロールは評価対象外となる
- 対価の支払いがない場合の災害協定等に基づく活動実績の取扱いを明記（運用は変更なし）
- 評価対象期間（前年度）及び評価基準（年3回以上の実績の有無）は変更なし

## ➤ 様式第3－9号（災害活動実施申告書）の改正（留意点の追記）

### 改正前

様式第3－9号

#### 災害活動実施申告書

|                                                                       |             |     |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 申告者 住 所<br>商号又は名称<br>代表者氏名                                            |             | (印) |
| 下記の活動を行いましたので、申告します。                                                  |             |     |
| 災害等の種類<br>(いずれかを○で囲んでください。)<br>豪雨・暴風・台風・大雪・地震<br>その他(具体的に記入してください。： ) |             |     |
| 実施期間<br>年 月 日 ～ 年 月 日                                                 |             |     |
| 実施場所<br>地内                                                            |             |     |
| 実施内容<br>(いずれかの番号を○で囲み、実施内容を括弧内に具体的に記入してください。)<br>1 パトロール 2 応急対応 3 その他 |             |     |
| 上記申告内容に相違ないことを証明します。<br>年 月 日                                         |             |     |
| 証明者                                                                   | 所 属 職 名 氏 名 | 印   |
|                                                                       |             | 印   |

### 改正後

様式第3－9号

#### 災害活動実施申告書

|                                                                       |             |     |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 申告者 住 所<br>商号又は名称<br>代表者氏名                                            |             | (印) |
| 下記の活動を行いましたので、申告します。                                                  |             |     |
| 災害等の種類<br>(いずれかを○で囲んでください。)<br>豪雨・暴風・台風・大雪・地震<br>その他(具体的に記入してください。： ) |             |     |
| 実施期間<br>年 月 日 ～ 年 月 日                                                 |             |     |
| 実施場所<br>地内                                                            |             |     |
| 実施内容<br>(いずれかの番号を○で囲み、実施内容を括弧内に具体的に記入してください。)<br>1 応急対応 2 その他         |             |     |
| 上記申告内容に相違ないことを証明します。<br>年 月 日                                         |             |     |
| 証明者                                                                   | 所 属 職 名 氏 名 | 印   |
|                                                                       |             | 印   |

パトロール削除  
 →協定等に基づくパトロールの場合は  
 1を○囲いし、その旨を括弧内に記載

1行に変更

#### 本様式を使用するうえでの留意点

- ・本様式は、岩手県が行う総合評価落札方式における技術提案評価項目「災害活動の実績等」のうち、「災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの）」を証明するための様式となる
- ・令和7年4月1日以降は、止むを得ない場合を除き施設管理者へ事前連絡したものに限り評価の対象としているため、証明者（施設管理者）においては、これに当たらない活動については証明を行わないものとする
- ・災害協定等の発注者の要請に基づかない自主的な巡回パトロールは評価の対象とならないため、本様式で証明があった場合でも評価の対象外となる
- ・災害協定等の発注者の要請に基づく応急対応の実績（対価の支払いを受けていないもの）については、巡回パトロールも評価の対象とし、本様式で証明するものとなる（この場合は、施設管理者への事前連絡は要しないものとする）

留意点を追加  
 ↓  
 申告者は、  
 証明申請時に  
 本点線内容を  
 削除しないこと

## 改正前

- 工事箇所の振興局等管内において、前年度に3回以上の活動実績があれば評価（[会社の所在地問わず](#)）

## 改正後

- 工事箇所[かつ本社が所在する](#)振興局等管内において、前年度に3回以上の活動実績があれば評価

## 改正のポイント

- 本社が所在する振興局等管内での活動実績のみが評価対象となることから、**工事箇所の振興局等管内企業ではない者は「無償奉仕活動の実績」は評価対象外**となる  
（入札公告の総合評価算定基準において振興局等管内が岩手県内となる場合は、従来どおりの運用）
- **県内に本社がない企業（県外企業）は「無償奉仕活動の実績」は評価対象外**となる
- 建設技術振興課が行う「無償奉仕活動実績証明書事前審査」においても、事前評価点を認定（証明）する対象は「本社所在地の振興局等管内における活動実績のみ」となる  
→従来は1企業が他管内も含む複数管内の評価点を取得することができたが、**改正以降は複数管内の評価点の取得は不可**となる
- 評価対象期間（前年度）及び評価基準（年3回以上の実績の有無）は変更なし

## 改正等箇所

- ①「岩手県が発注した工事」の対象として、県出資等法人を含まないことを明記  
→知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織 （岩手県出資等法人を除く）
- ②「配置予定技術者の資格と経験年数」  
→一級相当資格として認める国家資格等を「県営建設工事競争入札参加資格審査」における一級相当資格との不整合を解消する  
→これに伴い、以下の国家資格等は「二級相当」となり評価対象外となる  
通信設備：電気通信工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者  
消防設備：甲種消防設備士

## 改正のポイント

- ①は評価対象の変更ではなく、従来からの運用を明記するもの  
→「県の組織」とは、最新の「岩手県知事部局行政組織機構図」に定めがある「知事部局」のほか、「他の執行機関等」として併記されている各組織を指す  
→「県の組織」ではない岩手県出資等法人の例）岩手県土地開発公社、クリーンいわて事業団、岩手県農業公社、岩手県下水道公社、岩手県土木技術振興協会 など
- ②の改正により「総合評価上の一級相当」と「資格審査上の一級相当」の対象資格が同一となる  
→通信設備と消防設備は一級相当資格の該当がなくなるため、当該発注業種においては、全ての入札参加者において「配置予定技術者の資格と経験年数」は「一級相当資格なし」となる
- ②の改正により「資格取得の取組」の「①技術者資格の取得」についても当該資格は評価対象外となる

## 改正等箇所

- ③「配置予定技術者の表彰実績」  
→「優良県営建設工事表彰」の受賞実績を申請する場合は、当該被表彰工事の主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人であることの証明として、CORINSの写しを提出するものとする
- ④「災害応急工事の実績」  
→評価の対象となる応急工事は、請負工事契約を締結しているものとし、維持修繕業務委託で実施した応急工事や、建設機械等借上単価契約において実施した応急工事は評価対象外とすることを明記

## 改正のポイント

- ③は評価対象の変更ではなく、配置予定技術者が当該被表彰工事に従事した役割や評価対象となる従事期間（原則全期間、途中交代した場合は全期間の2分の1を超える期間に従事）を挙証する資料の追加
- ④は、「総合評価落札方式に関するQ & A」において定めていた運用（維持修繕業務委託で実施した応急工事は評価対象外）のほか、請負工事契約ではない形式で発注された「応急工事」の取扱いを評価対象外とすることの明記  
→様式第3－10号（災害応急工事実績証明書）の留意点にも対象外となる要件を追記（次スライド）

## ➤ 様式第3－10号（災害応急工事实績証明書）の改正

### 改正前

様式第3－10号

#### 災害応急工事实績証明書

| 項 目    | 内 容                                       |
|--------|-------------------------------------------|
| 1 災害等  | 災 害 名：(例) 令和〇年台風第〇号<br>令和〇年〇〇地震<br>被災年月日： |
| 2 工事名  |                                           |
| 3 施工場所 |                                           |
| 4 工事概要 |                                           |
| 5 工期   | 年 月 日 ～ 年 月 日                             |

受注者： 様

貴社は上記災害に係る応急工事を実施したので、これを証明します。

(証明者)  
証明年月日： 年 月 日

発注者： 印

#### 評価の対象となる応急工事

「応急工事」とは、工事として発注されたもので、国の災害査定で採択される応急工事を対象とする。

なお、県単事業等で実施した応急工事で国の災害査定に採択される応急工事と同等と認められるものも対象とする。

- (例) ・応急工事の採択基準（金額要件を除く）を満たしている小規模な応急工事  
・応急工事の採択基準を満たしているが、県単事業で実施した応急工事

本様式により「災害応急工事」の実績を証明するにあたり、不明な点がございましたら、岩手県県土整備部建設技術振興課（019-629-5942）の総合評価落札方式担当へお問い合わせください。

### 改正後

様式第3－10号

#### 災害応急工事实績証明書

| 項 目    | 内 容                                       |
|--------|-------------------------------------------|
| 1 災害等  | 災 害 名：(例) 令和〇年台風第〇号<br>令和〇年〇〇地震<br>被災年月日： |
| 2 工事名  |                                           |
| 3 施工場所 |                                           |
| 4 工事概要 |                                           |
| 5 工期   | 年 月 日 ～ 年 月 日                             |

受注者： 様

貴社は上記災害に係る応急工事を実施したので、これを証明します。

(証明者)  
証明年月日： 年 月 日

発注者： 印

#### 評価の対象となる応急工事

「応急工事」とは、工事として発注されたもの（請負工事契約を締結しているものとし、維持修繕業務委託で実施した応急工事や、建設機械等借上単価契約において実施した応急工事は評価の対象としない）で、国の災害査定で採択される応急工事を対象とする。

なお、県単事業等で実施した応急工事で国の災害査定に採択される応急工事と同等と認められるものも対象とする。

- (例) ・応急工事の採択基準（金額要件を除く）を満たしている小規模な応急工事  
・応急工事の採択基準を満たしているが、県単事業で実施した応急工事

本様式により「災害応急工事」の実績を証明するにあたり、不明な点がございましたら、岩手県県土整備部建設技術振興課（019-629-5951）の総合評価落札方式担当へお問い合わせください。

対象外となる要件  
を追記

県営建設工事の施工実績が無い企業は、工事成績評定や表彰等の項目で評価点を得られず不利な状況となっており受注機会の確保が難しいことが懸念されるため、**施工実績の有無が評価に及ぼす項目を評価対象から極力除外する「チャレンジ型」を試行的に導入**

## ➤ 導入時期

令和7年4月以降入札公告する工事から適用

## ➤ 評価方法

総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 技術提案評価項目 A × 1.5 (15点満点)

技術提案評価項目 A の評価項目は次ページに記載

## ➤ 対象工事

- ・ 技術的な提案の余地が少ない工事 (= 簡易2型) の中から選定
- ・ 審査指導監の単位ごとに1～3件程度 (全県で9件以上を見込む)  
(審査指導監の単位: 盛岡、花巻、奥州、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈、二戸)

| 評価項目       |                      | チャレンジ型 |       | (参考) 標準型・簡易1・簡易2型 |       |
|------------|----------------------|--------|-------|-------------------|-------|
|            |                      | 土木系    | 土木系以外 | 一般土木工事            | 土木系以外 |
| 企業の施工能力    | 施工実績                 | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 工事成績評定               | ×      | ×     | ○                 | ○     |
|            | 経営品質の取組              | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 資格取得の取組              | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 建設キャリアアップシステムの取組     | ○      | ○     | ○                 | ○     |
| 配置予定技術者の要件 | 施工経験                 | ×      | ×     | ○                 | ○     |
|            | 配置予定技術者の工事成績評定       | ×      | ×     | ○                 | ○     |
|            | 配置予定技術者の表彰実績         | ×      | ×     | ○                 | ○     |
|            | 配置予定技術者の資格と経験年数      | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組 | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 若手技術者又は女性技術者の配置の有無   | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 配置予定技術者の週休2日制の取組実績   | ×      | ×     | △                 | △     |
| 地域精通度等     | 地域内拠点の有無             | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 災害活動の実績等             | ○      | ×     | ○                 | ×     |
|            | 雇用対策の実績              | ○      | ○     | ○                 | ○     |
|            | 無償奉仕活動の実績            | ○      | ×     | ○                 | ×     |
|            | 維持修繕業務等の実績           | ○      | ×     | ○                 | ×     |

○：評価対象、×：評価対象外、△：評価対象(R7限り)

令和7年2月1日から金額要件が変更になっています。（赤字は変更箇所）

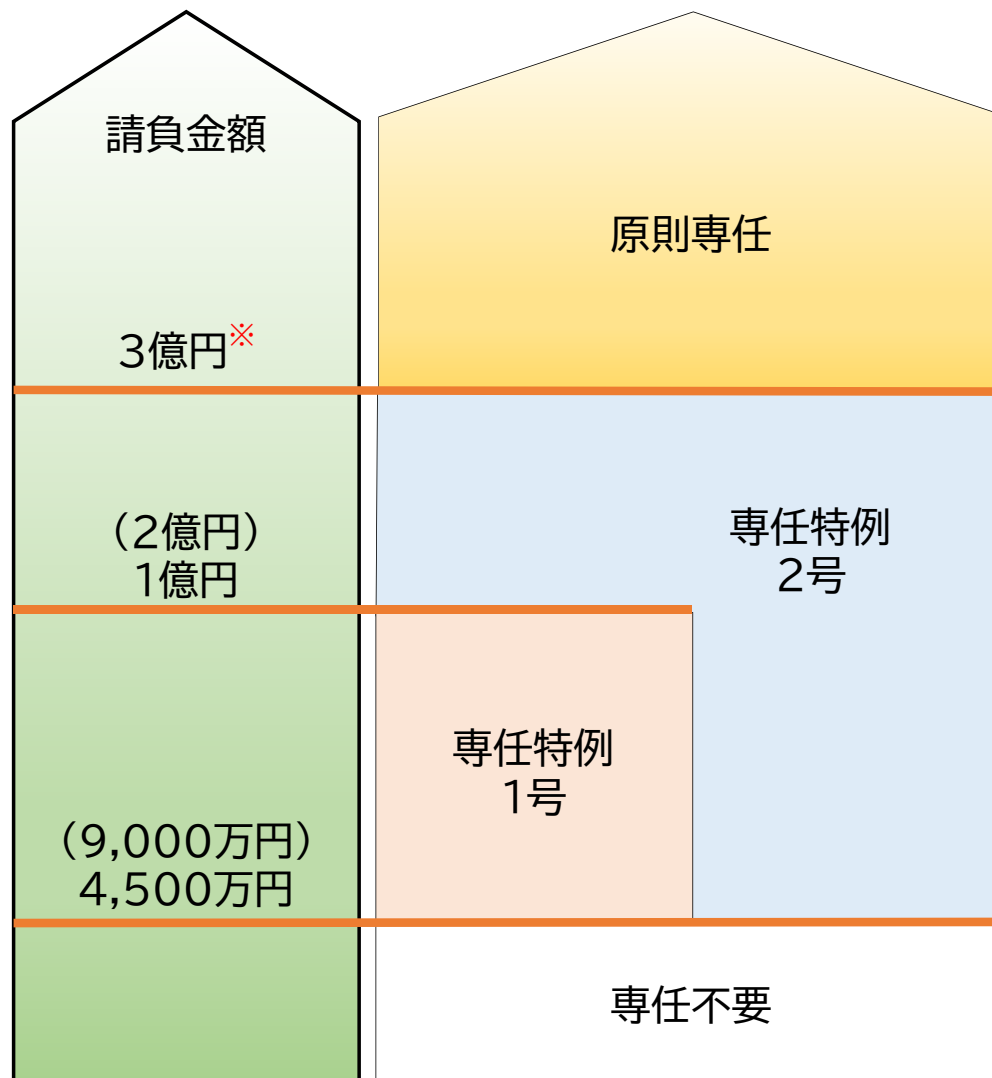
| 許可を受けている業種 |                    | ○指定建設業（7業種）<br>土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園                                                                    |                             | ○その他<br>左記以外の22業種                   |                          |                             |                                     |
|------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 建設業の許可制度   | 許可の種類              | 特定建設業                                                                                                         |                             | 一般建設業                               | 特定建設業                    |                             | 一般建設業                               |
|            | 営業所に必要な専任の技術者の資格要件 | 一級国家資格者<br>国土交通大臣特別認定者                                                                                        |                             | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者         | 一級国家資格者<br>実務経験者         |                             | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者         |
|            | 元請工事における下請金額の金額合計  | 5,000万円 <sup>※1</sup> 以上                                                                                      | 5,000万円 <sup>※1</sup> 未満    | 5,000万円 <sup>※1</sup> 以上<br>は契約できない | 5,000万円 <sup>※1</sup> 以上 | 5,000万円 <sup>※1</sup> 未満    | 5,000万円 <sup>※1</sup> 以上<br>は契約できない |
| 工事現場の技術者制度 | 工事現場に置くべき技術者       | 監理技術者                                                                                                         | 主任技術者                       |                                     | 監理技術者                    | 主任技術者                       |                                     |
|            | 技術者の現場専任           | 一級国家資格者<br>国土交通大臣特別認定者                                                                                        | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者 |                                     | 一級国家資格者<br>実務経験者         | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者 |                                     |
|            |                    | 工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者<br>ただし、営業譲渡又は会社分割により建設業を譲り受け又は継承した企業は、3年間に限り、それぞれ譲渡又は分割を行った企業からの出向者を現場技術者とすることが可能 |                             |                                     |                          |                             |                                     |
|            | 技術者の現場専任           | 公共性のある工作物に関する建設工事 <sup>※2</sup> であって請負金額が4,500万円 <sup>※3</sup> 以上となる工事                                        |                             |                                     |                          |                             |                                     |
|            | 資格者証の必要性           | 発注者が国、公共団体等の場合に必要                                                                                             | 必要ない                        |                                     | 発注者が国、公共団体等の場合に必要        | 必要ない                        |                                     |

※1 建築一式工事の場合は8,000万円に読み替える。

※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工事（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）

※3 建築一式工事は9,000万円以上に読み替える。

令和7年2月1日から金額要件のほか兼任できる要件が変更になっています。



専任特例1号  
建設業法第26条第3項第1号

専任特例2号  
建設業法第26条第3項第2号

( )は建築一式工事の場合  
※は設計金額